

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和3年 5月18日(火)
開会 14時00分
閉会 14時26分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、栗須百合香委員、
北野誕生委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、
次長(育成支援・社会教育担当) 佐脇優子、次長(研修担当) 水野和久
教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 森将和
教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司、
班長 奥永英武、係長 東尾猛
高校教育課 課長 井上珠美、充指導主事 稲濱章誠、充指導主事 西大希
小中学校教育課 課長 遠藤雅典、充指導主事 森清知
社会教育・文化財保護課 課長 藤井理江、課長補佐兼班長 樋口慎也、
主任 保井和峰

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第6号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第3号) について	原案可決
議案第7号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正 する条例案	原案可決

6 報告題件名

報告 1 令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について
報告 2 令和4年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者
選抜実施要項について
報告 3 訴えの提起にかかる専決処分について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（5月11日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第6号及び議案第7号は県議会提出前であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告3の報告を受け、非公開の議案第6号及び議案第7号を審議することを決定する。

・報告事項

報告1 令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の開催について（公開）

（遠藤小中学校教育課長説明）

報告1 令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。令和3年5月18日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

資料を1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。先月23日にオンライン会議で開催いたしました、令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について報告いたします。

「3 会長・副会長の選出」ですが、20名の委員の中から、三重大学教育学部長の伊藤教授に会長、松阪市立第一小学校の坂下校長に副会長をそれぞれお願いしました。

「4 諮問」につきましては、今年度は一般図書の採択に関する参考資料（増補版）の作成及び令和4年度から中学校で使用する教科用図書社会（歴史的分野）の採択について諮問をいたしました。

3ページの資料1に諮問文がございますので、ご覧いただければと思います。諮問項目は下記に挙げました8項目でございます。教科用図書採択地区協議会規約例、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択基準、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査実施項目、教科用図書採択地区における中学校で使用する

教科用図書の採択基準、三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目、三重県教科用図書選定審議会調査員の選任、特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）、令和4年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）選定に関する参考資料でございます。

1 ページにお戻りいただきまして、「5 事務局から送付した資料の主な内容」としましては、教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会についてのものを用意させていただきました。詳細は資料の記載のとおりです。

次に2ページの「6 審議」でございますが、まず（1）教科用図書採択地区協議会規約例（案）についてでございます。具体的には4ページの資料2をご覧くださいと思います。市町教育委員会が行う採択にあたりましては、いくつかの市町教育委員会を合わせて、採択地区ごとに同一の採択を行います。三重県では10の採択地区を設定しておりまして、単独採択地区である津採択地区を除きまして、採択地区内の市町教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設けなければならないとされておりまして、規約例は、各採択地区が定める規約の例として、県教育委員会が示すものでございまして、国の示した例を参考に作成しております。次に審議（2）の7ページの資料3の採択基準でございます。また審議（3）が8ページの資料4にある調査実施項目でございます。これらにつきましては、前回の平成28年度の一般図書採択の際に用いられましたものと同様の内容として提案しています。次に審議（4）として、9ページに資料がございます。こちらが中学校で使用する教科用図書の採択基準、また、審議（5）として10ページに資料6がございまして、こちらが中学校の調査実施項目でございます。これらにつきましては、令和2年度の採択に際して用いたものと同趣旨のものを提案させていただきました。

2ページにお戻りいただきまして、最後の審議（6）三重県教科用図書選定審議会調査員の選任についてでございますが、調査員は市町等教育委員会および県立特別支援学校から推薦された者であること、また調査員は採択事務が終了する8月31日までは非公開となっていることを説明いたしまして、ご審議をいただいたところでございます。審議の結果、審議の（1）から（6）につきましては承認をされてございます。

最後に「7 その他」でございますが、今後の予定といたしまして、5月中を目途に調査員による調査研究を行い、特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）、また、令和4年度使用の中学校用教科用図書社会（歴史的分野）選定に関する参考資料を作成いたしまして、6月11日に開催を予定しております、第2回教科用図書選定審議会において、参考資料について審議を行う予定であります。

以上、令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について、報告をいたします。

【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

報告 2 令和 4 年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について（公開）

（井上高校教育課長説明）

報告 2 令和 4 年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

令和 4 年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。令和 3 年 5 月 18 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長

今回報告いたします実施要項は、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜に係る事務手続き等について規定したものであり、この実施要項に則って選抜及び選考の事務を行います。

資料 1 ページをご覧ください。①募集（1）応募資格ですが、9 月に実施する特別選抜は志願することのできる者を、アのとおり県内高等学校の工業に関する学科を、令和 4 年 3 月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者として、11 月に実施する一般選抜は、イの一般選抜（ア）から（ウ）にありますように、志願することのできる者を、高等学校もしくは中等教育学校の卒業生、または令和 4 年 3 月卒業見込みの者等とし、学科については限定しないこととしています。

（2）入学定員をご覧ください。入学定員は、機械コース、電気コース、各 10 人程度の合計 20 人として。

（3）募集方法をご覧ください。特別選抜の受付期間は 9 月 2 日から 9 月 7 日。一般選抜は 10 月 21 日から 10 月 27 日として。

2 ページをご覧ください。②検査、選抜及び合格者の発表についてですが、特別選抜は 9 月 16 日に小論文及び面接を実施し、9 月 24 日に合否通知書を、出身高等学校長に通知します。一般選抜は 11 月 4 日に機械または電気に関する学力検査、実技検査及び面接を実施し、11 月 11 日に四日市工業高等学校において合格者の受検番号を掲示するとともに、ウェブページに掲載し、合格者を発表します。

以上で、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項についての報告を終わります。よろしくお願ひします。

【質疑】

教育長

報告 2 はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

報告3 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（石井教育財務課長説明）

報告3 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和3年三重県議会定例会6月定例会月会議へ報告するので、報告する。令和3年5月18日提出 三重県教育委員会事務局教育財務課長

1 ページをご覧ください。県は、次の者を相手として、三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

詳細について、2 ページの参考資料1をご覧ください。まず、「1 経緯」についてです。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者らに対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。当該対象者らは、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、それぞれ令和2年3月又は令和2年12月に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、それぞれ令和2年10月及び令和3年3月に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

その結果、令和3年2月10日から令和3年4月5日までの間に、相手方6名から分納等を希望する旨及び全部不服の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。従って、専決処分の日は、支払督促を申し出た日であるそれぞれ令和2年10月3日、又は令和3年3月8日になります。

次に、「2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について」をご覧ください。本件の相手方の貸与期間と滞納金額を記載しております。

最後に「3 今後の対応」です。県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告いたします。

今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲で分納を求めてまいります。なお、支払督促制度の概要等は、4 ページ、参考資料2に記載しております。

報告は以上でございます。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第6号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第3号）について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第7号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案（非公開）

藤井社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言